

高知市農業施策等に関する

意見書

平成28年10月21日

高知市農業委員会

平成 28 年 10 月 21 日

高知市長
岡 崎 誠 也 様

高知市農業委員会
会長 門 田 博 文

平成 29 年度における高知市農業施策等に関する意見書

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

我が国の農業・農村は、農産物価格の低迷や農業資材の高騰等により依然として厳しい状況にあり、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題に対する改善策が求められています。

国は、「第 4 次食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業や食品産業の成長産業化を促進するための「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための「地域政策」を車の両輪としながら、「農政新時代」と銘打った農政改革を推進することとしています。

また、昨年 10 月に大筋合意され、本年 2 月には協定書への署名となった TPP については、今後、関税の引き下げ・撤廃による更なる農業生産力の低下が懸念され、現場で頑張る農業者の多くは、将来の農業経営に対する大きな不安を募らせています。

農業が大きな転換期を迎えている今、本市においても、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、有害鳥獣による農作物被害の拡大や農業用水の確保と排水対策など、様々な課題を抱えています。

農業は、市民に地元産の新鮮な農産物を供給するだけでなく、地域での生産活動を通じて、緑豊かで美しい景観形成や都市部の防災機能など多面的な機能を有しています。今後、農業を守り育てていくためには、関係者の自助努力はもとより、行政による、更なる支援施策の充実・強化が求められています。

我々農業委員会としましても、「農業委員会等に関する法律」の一部改正により、担い手への農地集積・集約化，耕作放棄地の発生防止，新規参入の促進などの取組を一層強化することとなり，更なる農業者からの期待を背負うこととなります。今後もその役割と責任の重さを十分認識し，農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行はもちろんのこと，必須業務となった「農地等の利用の最適化の推進」に取り組みながら，切実な農業者の声を農政に反映させるなど，地域農業の発展，農政活動の推進に努めなければなりません。

農業・農地が，国土保全・環境・防災・水資源・教育・健康などの様々な面からも市民生活に欠かせないものであることを，改めてご認識いただき，本市の農業が魅力と将来性のある産業として成り立つために，効果的で持続性のある施策展開及び必要な予算確保，また上部機関等への意見具申等をされますよう，施策改善等について，次のとおり意見書を提出します。

【要望事項】

1 農業振興の施策について

本市における農業関係計画の最上位計画である「第12次高知市農業基本計画」が、このほど策定されました。そこには、県内一の農業生産額を創出しながらも、本市農業の抱える厳しい現状や課題を見据えた、具体的な取組と目指すべき方向性が示されています。

また農業は、地域を支える重要な食料生産活動であるだけでなく、自然環境を護り、教育・文化など多面的機能を有しており、今後の地方創生における重要な役割を担っています。その上、都市農業振興基本法の制定により、市街地における良好な生活環境を形成する貴重な緑地の確保や、災害時の一時避難場所としての活用なども求められています。

このように多面性を持つ、重要な資源である農業が持続的に営まれるためにも、本市における以下のような課題は早期の解決が望まれます。

- 農業従事者の高齢化や後継者不足は深刻で農地の荒廃も進んでいる。また、経営状況は、熾烈な産地間競争、農産物価格の低迷、燃料や農業資材の高騰により、農家所得の低下が顕著である。
- 国が推進する農業政策は、園芸農業が盛んで小規模農家が多い本市の農業経営には適したものとは言い難い制度となっている。
- TPP問題や日豪EPAの影響により規制緩和や農業保護削減が進み、農業を取り巻く状況の厳しさに立ち向かえる対策が求められている。

このような課題が山積する中での農業経営は極めて厳しい状況にあるため、本市における現状課題を解決するために、次の事項について要望します。

- (1) 農家の高齢化や耕作放棄地の増加等の抜本的な課題解決にもつながる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取組はこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至っていないため、第12次高知市農業基本計画に示された、各地

域の実態と生産の現状を鑑みた具体的な取組を強化すること。

- (2) 新たな農業従事者の確保のためにも、農業体験実習を行える施設や付加価値をつけた新種改良品目の生産につながるような「(仮称) 農業技術センター」を設置すること。また、独自に品種改良等に取り組んでいる農家等に対して、商品開発や販路の確保などの支援を行うこと。
- (3) 都市農業振興基本法の制定に伴う地方計画を策定し、防災協力農地の制定や、市街化区域内農地の固定資産税の減免制度などを検討すること。
- (4) 南海トラフ地震の津波に伴う農業用燃油タンクの重油流出による2次被害を防ぐため、ヒートポンプ等の園芸用ハウスの代替暖房機導入や流出防止機能付きタンク整備等に対して行っている「農業タンク津波対策事業補助金」制度を推進し、目的に掲げた対策の実施に取り組むこと。
- (5) 春野地域など、現在未調査の津波浸水予想地域における地籍調査について、災害はいつ発生するのか予測不可能であるため、早期に取り組むこと。
- (6) 農業従事者の減少や高齢化を補うためにも、新たな農業技術や作業の軽減が重要であるため、IT技術を駆使した農業の近代化に対して本市独自の助成制度を創設すること。
- (7) 新規就農者や規模拡大農家の負担を軽減するため、まだ使える、使用されなくなった農機具を必要とする農家が活用できるよう、情報提供をする仕組みづくりを行うこと。
- (8) 青年就農給付金（準備型）について、就農形態または研修機関別の給付金額の設定や、給付時期の見直し等、多様な新規就農者に対応できる制度とすること。
- (9) 認定農業者制度について、事務手続きが煩雑なうえに大きなメ

リットがないと考える農業者が多いことから、事務手続きの簡素化を図り、更に本市独自の優遇措置を創設するなど、制度の魅力づくりを行うこと。

2 学校教育における農作業の体験学習の推進について

平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が成立し、本年 5 月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。今後は、基本計画に沿って本市でも都市農業振興のための地方計画が策定されることとなります。本市では、これまでも学校における食育の取組を推進してきましたが、現在の取組では、米作や野菜の栽培などを行う農業体験の取組事例よりも、食育基本法が定める広義な食育の取組が主流を占めているように感じます。

そこで、都市農業振興基本法の考え方に基づく農作業体験学習の取組を市内全域で進めるために、次の事項について要望します。

- (1) 学校周辺の農地を借り上げ、農作業体験学習を行うシステムを構築するために、教育委員会・学校・農林水産部・農業委員会で検討委員会を立ち上げ、行政の役割分担の明確化と連携の確保に取り組むこと。
- (2) 農作業体験学習を推進するうえで、積極的に協力する農業者に配慮し、講師謝金等の改善及び体験学習に係る費用の実費を市が負担すること。
- (3) 収穫した農産物を一緒に料理し食べることにより、地域の農業者と子ども達の交流が育まれるため、食育の一環として事業の更なる推進に取り組むこと。

3 学校給食における地場製品の活用について

地域食材を学校給食に活用することにより、子ども達にとっては、食材を身近に感じることができ、地域を意識し大切に作る心や、生産者の苦勞、「働く」ということへの理解、食品の安全性や環境問題につ

いて学習することができます。また、「もったいない」の意識が芽生え、感謝の気持ちから食べ残しが減少し、子どもを通して家庭の地産地消・食育の推進も期待ができます。地域の生産者にとっては、やりがいにつながり、地域の活性化と一定の収入確保にも貢献できるものです。

高知市の学校給食は、全国に先駆け、昭和 52 年から米飯給食を開始しました。現在の週 4 回の米飯給食の実施は全国的にも珍しく、このコメを全量高知市産にしていこうとする高知市の方向性は、主食の地産地消を徹底する意味においても、よりその意義を深めることになると確信します。

こうしたことを着実に実現し、学校給食における地場産品の活用を更に進めるために、次の事項について要望します。

- (1) 中学校給食の完全実施（H30 年度）に併せた学校給食米の全量高知市産導入に向け、生産者や関係機関等との協議を精力的に進めること。
- (2) 農業の振興、学校給食米の生産支援と年間を通じた安定確保の観点から、「(仮称) 学校給食米生産者支援費補助金」の創設について検討すること。
- (3) コメ以外の地場産品についても、高知市産の導入を進めるため、課題である品目別生産量の確認、生産者と納入業者の組織化、注文・支払方法の整理などの取組を進めること。

4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

有害鳥獣による農作物被害は、鳥獣生息域の拡大及び狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加などから拡大傾向にあります。近年、全国では毎年 200 億円を超える被害が発生しており、深刻な影響を及ぼしています。農作物被害は農家の生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大につながるものであり、継続的で本格的な取組が求められています。

有害鳥獣対策は、「防護柵の設置・管理」「環境整備」「花火による追い払い」「捕獲」の 4 対策が重要であり、次の事項について要望します。

- (1) 「第 3 次高知市鳥獣被害防止計画」の最終年度となる来年度に向け、被害状況の詳細な調査と計画に則った着実な事業実施を行うこと。また、第 4 次の同計画の策定に当たり、第 3 次計画の総

括を行うこと。

- (2) 狩猟期外のシカの捕獲報償金の新設や、対象鳥獣による被害の状況に応じた報償単価の増額など、捕獲意欲の喚起につながる見直しを行い、その充実・強化に取り組むこと。
- (3) 有害鳥獣駆除の担い手確保のため、捕獲技術の高い狩猟熟練者が、他の狩猟者を育成する制度等の仕組みを構築すること。(先進例：佐賀県武雄市)
- (4) 侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、その充実に努めること。効果的で安価と報告されている竹と間伐材で作る「イノシシ檻」の安全性・実用性について検討すること。(先進例：愛知県岡崎市)

5 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養について取り組んでいく必要があります。

農業用水の確保の点では、東部地域の高須北部において、塩水化が進行し、以前より国分川からの取水の必要性が求められています。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されています。

以上のような現状を踏まえて、次の事項について要望します。

- (1) 塩水化が進行している高須北部における課題解決に向けた国分川支流の菱池川からの取水等、良質な農業用水の確保のために具体的で積極的な施策を実施すること。
- (2) 排水対策について、老朽化したポンプ場の早急な改修工事を行うこと。

6 中山間地域の農業振興について

中山間地域の振興作物としては、ユズ・四方竹・ハウスミョウガ・花卉・ショウガなどがあり、JA高知市及び高知県園芸連を通じて大都市圏を中心に共同販売がされています。また露地野菜等は地元市場や直販所等への出荷により、直接販売がされています。

中山間地域の農業の特徴は、傾斜地が多く、農地は狭小で分散し、不十分な基盤整備から機械化がなされておらず、平坦地に比べて生産条件や生産性は極めて厳しい現状にあります。また、農業従事者の高齢化に伴う労働力不足の顕在化、有害鳥獣による農産物被害の拡大は深刻さを増しています。

このことは、耕作放棄地の拡大を助長し、中山間地域の持つ国土の保全や水源かん養等の多面的機能維持の困難性を増幅しています。このような厳しい現状に対応し、各種課題を克服していくために、次の事項について要望します。

- (1) 中山間地農業の条件不利を補正するために、高知市中山間農業活性化事業費補助金制度等の交付対象者に、中山間地域等直接支払事業に取り組む協定集落を加えるなど、見直しを通して活用を促し、農業生産基盤整備（せまち直し、耕作道整備など）を進めること。
- (2) 地域に中山間地農業を支える拠点や仕組みを構築することで、農業の6次産業化や庭先集荷サービスの拡充、農地等の権利を持っている人の経営継承などを促し、担い手の育成とともに農業を通して高齢者や女性が生きがいをもって働くことができる農業支援を行うこと。
- (3) 中山間地域等直接支払制度の充実・強化に向け、協定締結面積の拡大等更に取り組を進めること。

7 竹林対策について

かつて竹は、日用品や工芸品、食材として衣食住に欠かせない資源として存在してきました。しかしながら今日では、石油系製品の普及

によってその使用が大きく減少してきました。残された竹林は、他の樹木との生存競争に強いことから分布が拡大し、高齢化等による竹林の維持管理の困難性と相まって、その被害が深刻度を増しています。

農業の基本となる「農地の保全」「農地を守る」という観点から、その対策が急務であり、次の事項について要望します。

- (1) 市域における竹林被害の現状を詳細に把握したうえで、竹林被害対策を施策として位置づけ、具体的な竹林整備事業を開始すること。
- (2) 竹資源の利活用において、民間事業者への支援、産学官の連携等に引き続き取り組むとともに、その発展に最大限の協力と支援を行うこと。

8 春野町仁ノ地区の農用地の排水及び「小松沼」の排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっています。その小松沼にある排水ポンプは老朽化し、著しく排水能力が低下しており、また、重大な問題として、複数企業が小松沼を残土捨て場として利用しています。このことから、池の縮小化が進み、遊水池としての機能が失われてきています。

本地区では、毎年と言っていいほど豪雨・台風により園芸施設が浸水被害に遭い、農業経営を圧迫しています。また、平成2年頃から高く積み上げられた小松沼の残土が、豪雨時に崩壊、土砂流出し、排水機能を低下させる可能性が年々高まっています。これらのことから、農用地への浸水はもちろんのこと、生活道や住宅地への浸水が懸念され、地区住民は不安にさらされています。

平成23年からの高知市への要望により、現在、排水ポンプ用地確保は完了し、平成29年度には排水ポンプ周辺土木工事完成予定、平成30年度には排水ポンプ設置完成予定という高知市耕地課からの回答をいただき、今後の営農活動にも励みとなっています。ただし、農用地内の排水路については設置個所の計画はできているものの、用地買収がまったく成されていないため、実施工事に至りません。本地区では、排水ポンプの増強と排水路を設置しなければ、治水機能が向上しない

と考えるため、次の事項について要望します。

- (1) 排水対策強化の早期実現に向けて、地権者と十分な協議をしながら、排水機場までの排水路用地の確保、実施設計、施工に取り組むこと。

9 法定外公共物に係る地元負担の軽減について

高知市は、農道や水路の改修・整備を地元施工で行う場合、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、その経費について土地改良事業補助金を交付すると定めています。しかしながら補助率は100%ではなく、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では事業費の75%以内、中山間地域では事業費の80%以内の補助となっています。また、農業基盤整備促進事業でも10%の分担金の負担が必要です。

しかしながら、農道や水路の法定外公共物は市の行政財産であり、その機能の公益性などから、改修・整備のための予算を確保するよう、次の事項について要望します。

- (1) 農道や水路は高知市の行政財産であることから、十分な予算を確保のうえ、高知市が実施主体となって改修・整備を行うこと。

10 農業委員会の体制の強化について

平成28年4月1日の「農業委員会等に関する法律」の改正により、新しい農業委員会体制として市長の任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員がお互いに協力して、法定業務となった農地利用の最適化に積極的に取り組むこととなりました。

そこで、市内全域の農地情報を把握し、農地の適正管理に取り組むために、次の事項について要望します。

- (1) 現在の農業委員定数は38名であるが、農地利用の最適化を進めるために、農業委員と農地利用最適化推進委員の合計で、今まで以上の委員を配置できる予算措置を行うこと。

【国・県への要望】

本市農業の更なる発展と課題解決に向けて、次の事項の実現に向けて国・県への働きかけを要望します。

- (1) 農業者であれば広く加入できる農業者年金制度について、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても保険料補助の対象となるよう、制度を更に充実させること。
- (2) 食料自給率の向上のために、優良農地や農業用水等の農業資源の確保や有効利用を着実に推進すること。
- (3) 新規就農者や後継者の育成・技術支援のための指導農業士の充実等の施策に総力をあげて取り組むこと。
- (4) 春野地域の遅能の底井流（そこゆる）については、冠水被害対策として、豪雨時におけるの県道下をくぐる南北の水量を考慮し、改修すること。
- (5) 春野地域の新川川の護岸整備については、未整備区間の早期完了に向けて予算を確保のうえ取り組むこと。その支流である北山川の下汲地橋から遅能の底井流（そこゆる）までの浚渫工事計画についても、数年かかる予定であるとのことだが早期に完成すること。また、土砂堆積や草が繁茂するサイクルが早いため、永年に河川機能が維持できるような工法を検討すること。